

平成 26 年 3 月 7 日
消 防 庁

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果及び政令の公布

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の内容について、平成 26 年 2 月 3 日から平成 26 年 2 月 16 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方をとりまとめましたので公表します。また意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

1 改正内容

非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払い額を一律 5 万円（最低支給額 20 万円）増額することとする。

2 意見募集の結果

政令案について、平成 26 年 2 月 3 日から平成 26 年 2 月 16 日までの間、意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令を平成 26 年 3 月 7 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁防災課 館対策官、中島事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

【消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	<p>○退職報償金を増額できる予算があるのであれば、団員確保のために活用すべきである。</p> <p>○公務員以外の者について、消防団員と兼職する場合に、兼業の許可が必要となっていることを改善してほしい。</p>	<p>○本政令案は、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う退職報償金支払額を増額しようとするものであるが、掛金収入等を原資として行うものであり、消防庁の予算を用いて行っているものではありません。</p> <p>なお、団員確保については、別途取り組んでいるところです。</p> <p>○公務員以外の者が消防団員と兼職する場合に、兼業の許可を要するかどうかについては、各事業者の判断によるものとなっているところです。</p> <p>なお、消防団への加入及び消防団員としての活動に対する事業者の理解の増進については、別途取り組んでいるところです。</p>
No.2	<p>○退職報償金の増額に合わせて、消防技術の低下を避けるために訓練活動への参加に強制力を持たせるべきではないか。</p>	<p>○消防技術の維持・向上のため各消防団において訓練活動を行うことは必要であり、訓練活動のあり方については各消防団において判断すべきものであると考えております。</p> <p>なお、消防学校の訓練については、基準を見直し、充実強化を図ることとしています。</p>

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
の一部を改正する政令案概要

消防庁防災課

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き上げる。

1 退職報償金支払額の引き上げ（別表関係）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副団長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分団長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副 分団長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及 び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

備考：（ ）内書きは現行の退職報償金支払額である。

2 適用関係

改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給について適用する。

3 施行期日

平成26年4月1日

政令第五十六号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数		
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満
分団長	二二九	三一八	四一三
副団長	二二九	三二九	五三三
団長	二二九千円	三四四千円	五九四千円
			七〇九
			九〇九
			七七九千円
			九七九千円
			六五九
			八四九

副分団長	二一四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九
部長及び班長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四
団員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数に

よる。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。